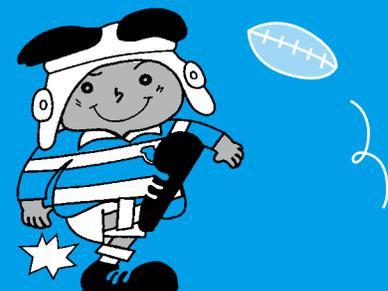


# 消費生活センターだより 暮らしのスクラム



AED体験や、食器の物々交換会、楽しい手作りコーナーがあるよ。



立体切紙や、スーパーボールすくいもあるよ。

防火衣を着て記念写真を撮ろう！(子ども用)  
撮った写真はその場でプレゼント！！

## 第35回 消費生活展を開催します！

日時：平成28年10月29日(土)  
午前10時～午後3時

場所：東大阪市立消費生活センター

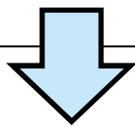
スタンプラリーで記念品を進呈  
(お子様にはお菓子)

※記念品、お菓子はなくなり次第終了

### 強引な訪問買い取りに注意！

#### 《事例1》

「不要なものはありませんか。何でも買い取ります」と電話があり、着物を売ろうと思って来てもらった。貴金属はないかと言われ、売るつもりのない指輪を強引に買い取られてしまった。指輪を返してほしい。

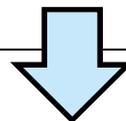


買い取ってほしいと思ったもの以外を買い取られた場合(訪問買い取り)は、契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフ(無条件解約)ができます。



#### 《事例2》

来訪の業者にアクセサリー類を5点売った。そのときに運転免許証の提示を求められ、言われるままに見せたが悪用されないか心配。



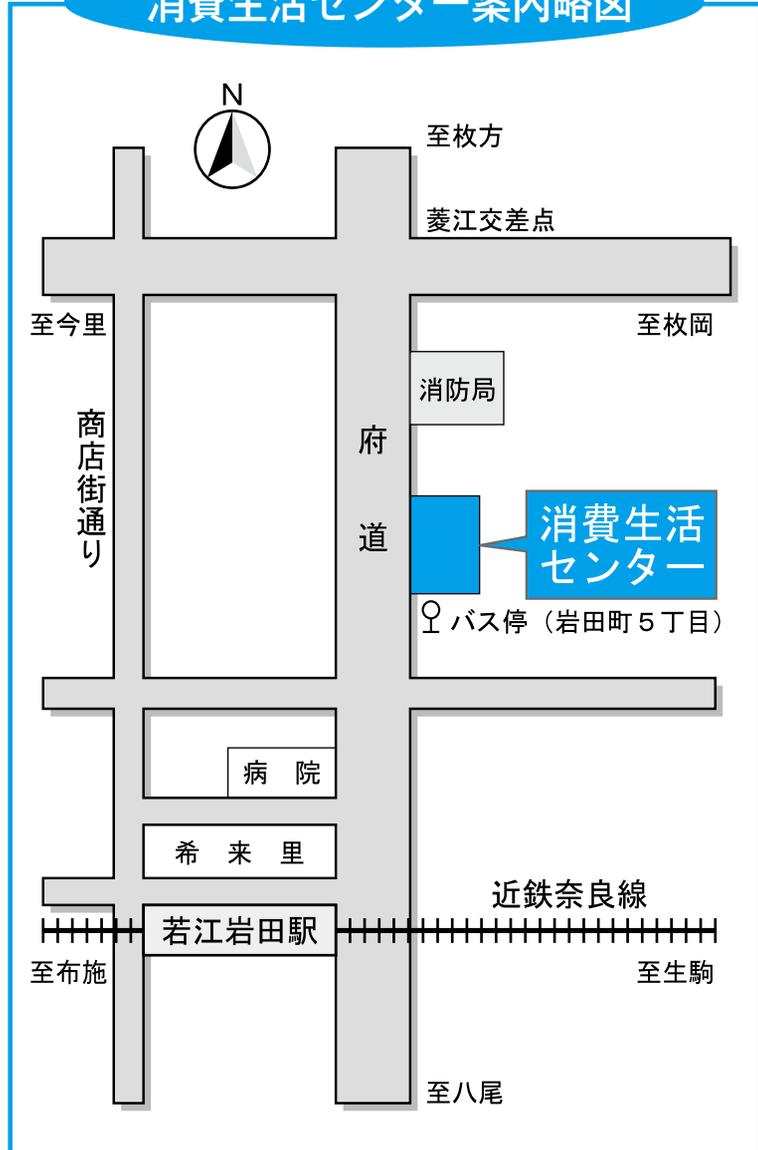
古物商が1万円以上の買い受け時に、相手方の住所、氏名、職業、年齢を確認することは、古物営業法により義務付けられています。そのため、業者は健康保険証や運転免許証などの提示を求めます。突然、訪問してくる買い取り業者に個人情報をお知らせすることは、大きなトラブルにもつながりかねません。一人で対応せずに家族などに同席してもらおうなど、買い取りの契約は慎重にしましょう。

発行：東大阪市立消費生活センター

電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください！

# 消費生活センターご案内

## 消費生活センター案内略図



## 〈消費生活相談窓口は〉

### ●電話

**072-965-0102**

### ●受付時間

**午前9時30分～午後4時まで**  
(土・日・祝日を除く)

※ 来所相談の場合は、事前に電話予約  
してください。

### ●交通：近鉄奈良線若江岩田駅下車 北へ徒歩約5分

〒578-0941 東大阪市岩田町5丁目7番36号

東大阪市立消費生活センター

TEL 072-965-6002(事務所)

FAX 072-962-9385

開館時間 午前9時から午後5時30分まで

## … 相談窓口ではこんなことをしています …

- ◆ 自主交渉の助言……消費者がご自分で解決できる方法を助言します。
- ◆ 苦情処理のあっせん……契約に問題があれば、必要に応じて事業者とのあっせんをいたします。
- ◆ 専門機関の紹介……センターでお受けできない相談は、専門機関をご紹介します。
- ◆ 消費生活にかかわる情報提供など

## ★消費生活センターでお受けできない相談

- ◆ 事業者からの相談
- ◆ 個人間のトラブル
- ◆ 行政への苦情
- ◆ 損害賠償の請求



## 〈土曜・日曜の相談窓口〉

土曜日…(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ☎06-4790-8110

日曜日…(公社)全国消費生活相談員協会 ☎06-6203-7650

**表面もご覧ください!**